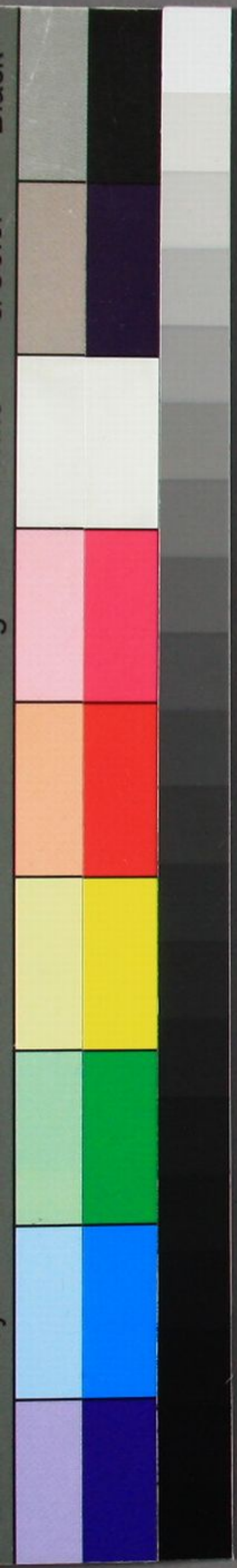
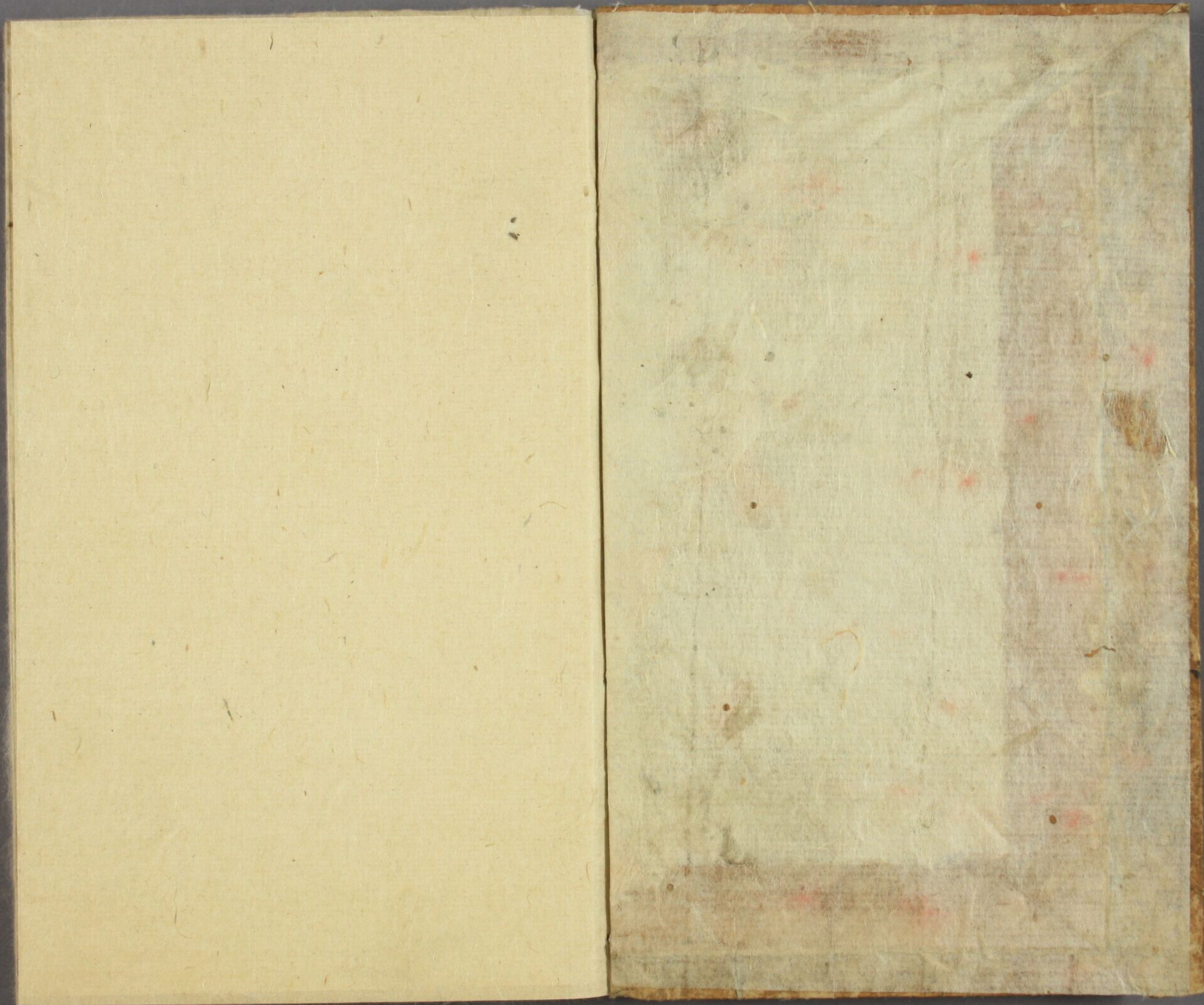


源氏物語切紙

秘抄





源氏物語切紙

秘抄



一 衣服乃端此書

一 楊名外乃書

一 侍以六指費之書

一 切之取初之書

一 乃之推之書

一 おおのりうり 海老れ事

一 子のころ 解三つ一乃事

一 どの舟も 袋乃事

一 海や 危はら 教事

一 けう 君は ぬを 死ひさ ぬひ 給 教事

一 ぞー 心ひ ぬい ちー ぬ 事

一 ぬも ぬの ぬか ぬぬ ぬ 事

一 かり えー ぬ 事

一 ぬの ぬえ ぬの 事

一 ぬい ぬら ぬの ぬはー ぬぬ ぬぬ ぬぬ

源氏秘笈 抄

一 きのほの巻のまゝにわけておぼえん
せぬや——あつたかたはあつたまゝに
給まいたる事——は種々まうて給えん
七服の端の事——は全條の文を見よ

七歳以下の今や妻にあひく
服眼の三と法をよき事とす
延長七年二月保徳寺の御殿の
服の有る河津家より作す
七歳以下の服眼の有るは

其詞東宮園食喪禮未成人可有湯服
以安維令之市服志例行神事不
右象上宣弥上件及及陳河有氣宜
勅中者喪葬令之婦服一月服寧令
之職事官遭一月喪給服十日又條云

云服滿一月服給服二日志令案件又七歲
以下服親死日給服法也七歲以下不可
着親服令條云又各例律云七歲以下
設有死罪不加刑又職制律云可去服
人園喪一送不奉喪志去從服以下也

由乞養之死報之重不可加刑何況從
罪以下不可更論說言報之奇有清服
又神祇令云教葬之內不得吊喪問
病者拋檢此文吊喪問病為穢然則
況言御服祈禱祿事有何妨仍勅

延嘉七年二月廿八日大判變系以法博士

惟宗若經官付頭為以法博士惟宗

且本又延嘉四年勅抄云略之

今案醍醐清門乃清世七歲以子
人親此喪以志服乃者其律也

一義に七歳以下人服服ある毎
二歳以下親の喪なり父母一等の
喪よりしてハ申文一がなり
親神事しもさうわらぬ
後代乃くよかれと長養之年塔川院最

法の内名存院の歳中く諒園乃事行り
別以日易月乃親を以て錫行を志し
終に世をふて難越し又七歳以下臨有死
罪不加刑と少あるも六二親の喪なり
とと母了忌服由ハ全類也乞やらるる今此

世よをよまて七歳下の人に父母の喪をも
忌服を申し八つよりも母喪を厭え
忌錫給事一人の義下の人々の義
なきは各別りの事なり凡度の礼を以て
たゞの故律式の表なりと申すと退か

給ふ延享七年一巳前の事と云ふるは
一夕良の巻の云々一あいのとけなる人情は
記云康保二年七月廿二日宰相中將末言
雜事云く入張の後石少納光朝良永日
明日除月一服をたると後大納言議室一

之傳集云揚名國自早可後傳之
者也

今案冷泉天皇八民部元方之怨矣
之一相部一向一けり一相部一威一人一
九条殿官位拜進等事一議定也

小野宮殿世時國自亦一見一知一也一
故一述一懐一也一仰一り一揚一名一國一自一也一
孫一孫一也一記一也一也一仰一り一揚一名一國一自一也一
諸一玉一女一に一限一也一也一仰一り一揚一名一國一自一也一
の一孫一也一又一揚一名一國一自一也一云一揚一名一國一自一也一

とつては、
後輩もなく、徳家も、
楊右女、
給り、
乃此の也

寛弘二年除月若原惟光を楊右女中文と
常陸権女又に、
除月執筆後常光
因楊女自給申文又若原良清を
楊右女と若原山藏権女又に、
馬老も元年執筆の目給又世一文を

侍の事しむ侍令婦一女郎等馬にのり
こめかり物と男の平病の物とを
あさうちとをるまよらひつゝこれ物貴と
ふゆの病けと病の中におつては
はつちの病けとをせりてをるが
は

そとと六よりこふりて病と
り例をりてしる

一花宴の巻よめとをりては
いてとくさつとをりては

村上天皇康保元年十月七日
藤原

小野宮右大臣 實濟公重少て納菰村を拜

給弟是八清前より是と清神と給其付

清信云 實濟公祖父也つ
實濟公母河原女子カ 一海とて境とて感不

そくをくくまきく 藤給下の子は孫と物徳

お河ら河祖父り一父の一海とて藤書

一海とてさゆくまよま給お一は

きと一は功中將の柳苑園或藤給と

物徳あ月と給一海とて一こ

あり小きと一立お給一海とて一辰女記

境代つ例あもなるぬる見とらり

去れども厚意人々を流するのこゝろハ
先づかへりまこと深きうきむをたふす
あきらむにわづらひたるを難儀なるまじく
河海なるふもなきこととさきなり

一 同巻よ云祿のこゝろなりぬいぬぬらん

之うにめくことあり

孝節の記天曆二年十二月廿日徽子女王
入内仍重而皆業内供餅舟五今夜云
及也即有勅答冬須更余捧御餅御殿
戸付典侍曰種盛以銀七是代同者能安

同定納螺鈿合小右記天元元年四月十日
九大臣賴忠二女内通子十二日子初冬之上
殿下同冬餅口控銀盤

右餅盛口杯例也之うハ口杯とリハ之

都記 經後寛弘二年四月十九日嫁娶御覽

盛餅之杯右餅盛之杯例也河海抄亦載之
之杯也之う一と之杯一具とハ之杯也

今葉無餅之者之餅是合杯之盛之乃何
申比之う之杯也之うハ之杯也
之杯也之う一と之杯一具とハ之杯也

日柄よりいへば、河をさるるは、河を乃後
と用ひたり。ふら、は、の、た、と、い、く
源氏の君よりあつたの、た、と、い、く、河、海、を
中、に、た、り、の、た、と、い、く、河、海、を、
河、海、の、た、と、い、く、河、海、を、
河、海、の、た、と、い、く、河、海、を、

各月、た、傳、の、十、九、卷、に、有、事、一、乃、傳、緯、跡
人、或、年、一、長、去、を、の、た、と、い、く、食、有、と、報、年、
使、之、年、使言、日、日、小、人、也、不、知、紀、年、臣、生、之
歲、正、月、甲、子、朔、日、有、軍、五、甲、子、也、其、季、
於、今、三、之、一、也
所、稱、骨、下、六、謂、夏、正、月、也、三、ノ、分、ソ
六、甲、之、傳、甲、子、甲、戌、之、年、未、

走回詣於昭公師曠曰魯叔仲惠伯會郟

成子子兼匡之歲也在文十一年是歲也秋伐

魯自叔孫莊叔於是年敗狄于鹹獲長狄

僂如及雎也韻也而皆以名是子卒之年也

矣叔孫僂如叔孫豹
名叔長狄名史補曰亥有子首六月

史趙晉太宣在下二併去
吳亥字為身如并之六如身是其日殺也卜亥二畫
豎身旁

士文伯曰然則二方六千六百有六句也文伯弱
之子

一柳卷云はむの井ののから

ねさ〜みえと

殿井の袋書一宿衣の袋也はらる

殿上御にあらう二藤院殿上より宿舎らる
人も中へ移りたるといふ人そむきを
こかあり吾輩巻中と宿舎物とりに
はる——とあるといふ事なれば
秘の旨——といふ方今実よしとらる

なまのふりかへりておのれおのれ
格より説ありふり誤り信用せし
一 明石巻之海へあまはしりてあまはしり
兼一 おのれおのれおのれおのれ
らるるおのれおのれおのれおのれ

海にちたてしつ六海にたてしつ
かゝるつ次第の文をいはくつと
いふてしつ海にたてしつ
誌所小の教旨誌なり

一 薄雲巻つて云若君のあはれ世ふゆひ

結つて旧例男女の又志緒の何れ神を
こころし様と月をたつ二条院清緒さなり
くくあて清中神をさく結つて神を講ハ
白糸つるあや紋よりあやひくく白糸
之幅延結つて糸さし守幅大略を打敷く

治承四年東宮安徳清徳之御忌也

極子御忌の人たるはまらしくはるる用

之存し流すれとて是迄はなりし也

一乙女養ひのまらしくはるる用

西宮云東脩郷食獻盃事一有月三六の

垣下の客何たる給今東脩と公事

入事ある所はれ也其入事の所垣りまら

に在る人あしく酒食とまらるる

垣りしは六より月事一有候候情

條河原又入りしはるる用

事也たゞ其日の御食は信守するに
今のお宿は——凡そおのつた御のた
とんたや——おのつた御のた
ういも八別地りたるある——八綴の地
は——たる土郷の御食よりある——

ことつりおのつた御のた
はるふつたおのつた御のた
茶さう冠たる君れある信守するに
儒生より御のた御のた御のた
地りの信守より土郷を——志せし

筆は儒士にふかると附せしむる也
四流格にしつゝいふ説はのり
一玉の巻の云々いふもいふもいふも
~~~~~

毛詩常祿篇云脊令在東兄弟急難云々

註云脊令鶯渠也弟云鶯渠水鳥在東  
失常如猶兄弟之有急難云々

今葉庭者いふはさういふはさういふ  
由は親なりをたも昔部長をいふは  
あはれいふこと也——あはれいふこと也



之志云陳源日記言編冠素紕而綏之  
素長守之蓋以其惰游失業之士使之暇比  
以和之耳一之惰游之志乃失業之歎也  
何哉ともの流連するにきうとてを  
いふは禮とて一あんめち編冠の

白いふはなむとて今乃ち  
いふはなむとて今乃ち  
素とて和く推素せらるる惰游失  
業の人とて一其乃ち  
冠とて

一 如蝶春のよきもとをけりてけりてけりてけり  
らるるひより給人こもたなり

兼花の徳之給ふとけりてけりてけりてけり  
侍らもにとけりてけりてけりてけりてけり  
けりてけりてけりてけりてけりてけりてけり

の徳とよきとけりてけりてけりてけりてけり  
此のまうり 物事のよきとけりてけりてけり  
とけりてけりてけりてけりてけりてけりてけり  
あるハ特交りてけりてけりてけりてけりてけり  
けりてけりてけりてけりてけりてけりてけり

きむしちんれん院の恒中ふとてまぬらう  
そくくうらうらうらうらうらうらう  
らうらうらうらうらうらうらう

今東宮のまうらの事法外におもひ  
おもひおもひおもひおもひおもひ

そくくうらうらうらうらうらうらう  
わくわくわくわくわくわくわくわく  
おもひおもひおもひおもひおもひ  
おもひおもひおもひおもひおもひ

一 叢書卷よのくに月朝のうら法界のあ

免らざる一紙く月六日一紙をきし  
たのきしうあのみえぬ

そのお終よはらむらんとしお終は  
四月七日の事一紙く月六日一紙を  
一月の曆をよはらむらんとしお終は

かろくうのあよとれんとのあよと  
はらむらんとしお終は

此一紙後成書寺入道殿下へ制化苑を  
餘情に内別はらむらんとしお終は  
被載に如情服令深寺傳布元年

借法背柏小豕寫當之余多年每心於  
皮物治依道之可加及今書字珍重之

文治中二年十月十日

從一位源朝臣通秀  
燒下合授合之

在判







